

第 53 号（第58条関係）（平27内府令 6・全改・旧第54号繰上、平27内府令 9・令元内府令12・令
2 内府令85・一部改正）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第 9 条の 6 第 2 項の規定により、教習用備付け銃の
 第 9 条の 11 第 2 項の規定により、練習用備付け銃の
 変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

| | | |
|---|---|--|
| 射 撃 場 | 指 定 番 号 | |
| | 指 定 年 月 日 | |
| | 名 称 | |
| | 電 話 番 号 | |
| | 指定に係る銃種 | |
| 変 更 後 の 備 付 け 状 況 | ラ イ フ ル 銃 丁 (内訳) 公称口径22のへり打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 丁 ライフル銃以外の猟銃 丁 空気拳銃以外の空気銃 丁 空 気 拳 銃 丁 ※備付け状況について、別紙 1、2 及び 3 を作成すること。 | |
| 変 更 理 由 等 | | |

- 備考
- 1 届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
 - 2 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
 - 3 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
 - 4 譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口（番）径及び銃番号を別紙 3 に記載することとし、別紙 2 の記載を要しない。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

変更後の備付け銃一覧

| 射撃場の名称 | | | | |
|--|----|----|---------|----|
| 射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場 | | | | |
| 番号 | 銃種 | 型式 | 公称口(番)径 | 丁数 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 備考
- 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。
 - 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2

新たに備え付けられた銃

| | | | | |
|------------------|------------------|---|-------------------------------|---------|
| 射撃場の名称 | | | | |
| 射撃場の種別 | | <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場 | | |
| 備 付 け 銃 | 備え付けた日 | 年 月 日 | | |
| | 種 類 | | 銃 番 号 | |
| | 型 式 | | 銃 の 全 長 | センチメートル |
| | 商 品 名 等 | | 銃 身 長 | センチメートル |
| | 公称口(番)径 | ミリメートル インチ 番 | 弾 倉 型 式 及 び 充 填 可 能 弾 数 | |
| | 特 徴 | | 適合実(空)包 | |
| | 備 考 | | | |
| 譲渡(貸付)人 | 住所 氏名 電話番号 | | | |

- 備考
- 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
 - 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
 - 4 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
 - 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
 - 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
 - 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
 - 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
 - 9 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
 - 10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
 - 11 譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
 - 12 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙3

備え付けないこととなつた銃一覧

| 射撃場の名称 | | | | |
|--|----|----|---------|-----|
| 射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場 | | | | |
| 番号 | 銃種 | 型式 | 公称口(番)径 | 銃番号 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 備考
- 1 今回備え付けないこととなつた銃全てについて記載すること。
 - 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。